



消費生活センター

商品やサービスをめぐり、事業者とトラブルになるなど「消費生活に関するトラブル」で困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。相談することで、消費者がトラブルを解決できたり、被害を回復できるケースもあります。

消費生活相談の流れ

①電話または来所にてご相談いただけます。(予約はできません。)



②消費生活相談員が相談内容を聞き取ります。



個人間のトラブルなど、消費生活相談でお取り扱いしない案件と判断した場合は、他の相談窓口を案内する場合があります。

③聞き取り内容、関係書類等を踏まえ、事実確認や状況整理を行います。

*クーリング・オフの方法など、トラブルを解決するためのアドバイスを行います。

*事業者等に連絡し、解決のための橋渡しやお手伝いを行います。

相談する前に準備しておいた方がいい書類

- ・請求書や領収書などの契約金額が分かるもの
- ・契約書や約款など契約内容が分かるもの
- ・購入した商品やサービス(家のリフォームなど)の保証書
- ・ネット取引の場合は、販売サイトの画面やURL、メールやSNSでのやり取りを保存したもの



困った時は消費生活センターへ

香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日
10:00~12:00、13:00~14:00
- ◆場所 市役所2階(商工観光課横)
- ◆電話 44-3313

広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日
10:00~12:00、13:00~15:00
- ◆場所 広陵町役場2階(安全安心課内)
(広陵町大字南郷583-1)
- ◆電話 55-1001(代表)

- *市内在住または在学、在勤のかたであれば、どちらの窓口も利用できます。
- *相談内容やプライバシーに関わる秘密は厳守します。
- *相談は無料です。まずは電話でご相談ください。

1人で悩まないで
相談に来てください!

